

大野市監査告示第3号

令和5年12月22日付け監査告示第6号で公表した定期監査監査結果報告について、大野市長より措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月28日

大野市監査委員 松田浩次

大野市監査委員 廣田憲徳

課 名	指 摘 事 項	措 置 結 果
総務課	<p>会計処理で誤った事例が見受けられるため、同様の事案が発生しないよう更に対策を講じられたい。</p>	<p>各種システムの登録業務にあたっては、所管課に確認を求めるとともに、担当者2名によるダブルチェックを行う。</p>
健康長寿課	<p>対外的な文書の記載内容に誤った事例が見受けられるため、同様の事案が発生しないよう更に対策を講じられたい。</p>	<p>委託業者に発注する業務については、仕様書のとおり正しく行われているかテストデータ等で十分に確認・検証を行い、本番データの作成を行う。</p> <p>団体に送付した文書の記載内容誤りについては、再発防止のため、発送する文書は、担当者を含めた2名でチェックを行う。</p>
観光交流課	<p>市のホームページにおいて、観光施設の営業時間等に誤りのある内容が掲載されていた事例があったため、常に最新の正しい情報を掲載するよう改善すること。また、関係団体のホームページも同様に留意すること。</p>	<p>イベント情報をホームページへ掲載する際や、営業時間を変更する場合などには、市のホームページだけでなく、関係団体のホームページもチェックする。また、ホームページをチェックする職員を割り当て、最新の正しい情報になっているか毎月確認する。</p>
防災防犯課	<p>対外的な文書の記載内容や会計処理を誤った事例が見受けられるため、同様の事案が発生しないよう更に対策を講じられたい。</p>	<p>対外的な文書の記載内容誤りについては、封入時に再度、担当者を含め2名で文書の宛名と封筒の送付先の確認をする。</p> <p>会計処理の遅延については、定期的に財務会計システムの執行状況を確認し支出漏れがないか毎月チェックする。</p>